

○総務省告示第二百七十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前								
一 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 「1・2 略」 3 八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 <table><thead><tr><th>周波数</th><th>空中線電力</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>中心周波数が八四七MHz以上八五三MHz以下の周波数のうち八四七MHzに1MHzの整数倍を加えたもの</td><td>二〇ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下</td><td rowspan="2">単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式</td></tr><tr><td>中心周波数が八四七MHz以上八五四MHz以下の周波数のうち八四七MHzに1MHzの整数倍を加えたもの</td><td>二〇ミリワット以下</td></tr></tbody></table> 6 5 4 「略」 「略」 「略」 「二〃十四 略」	周波数	空中線電力	備考	中心周波数が八四七MHz以上八五三MHz以下の周波数のうち八四七MHzに1MHzの整数倍を加えたもの	二〇ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式	中心周波数が八四七MHz以上八五四MHz以下の周波数のうち八四七MHzに1MHzの整数倍を加えたもの	二〇ミリワット以下	一 「同上」 「1・2 同上」 「新設」 5 4 3 「同上」 「同上」 「同上」 「二〃十四 同上」
周波数	空中線電力	備考							
中心周波数が八四七MHz以上八五三MHz以下の周波数のうち八四七MHzに1MHzの整数倍を加えたもの	二〇ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式							
中心周波数が八四七MHz以上八五四MHz以下の周波数のうち八四七MHzに1MHzの整数倍を加えたもの	二〇ミリワット以下								
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。									

○総務省告示第二百八十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

各 欄 注		各 欄 注	
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		[同左]	
特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差	特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
[略]	[略]	[同左]	[同左]
八 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)	八 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)
九 846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)		
十 915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル(中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあつては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあつては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が100kHzのチャネルをいう。)を使用するものにあつては、指定周波数帯によることができる。	20 (10 ⁻⁶)	九 915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル(中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあつては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあつては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が100kHzのチャネルをいう。)を使用するものにあつては、指定周波数帯によることができる。	20 (10 ⁻⁶)
十一 1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号第1項第6号(二)のもの	3 (10 ⁻⁶)	十 1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号第1項第5号(二)のもの	3 (10 ⁻⁶)
無線 電波法 [] の規定は適用しない。			

○総務省告示第二百八十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 発	改 出 発																														
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。																															
<table><tr><th>特定小電力無線局の無線設備</th><th>周波数の許容偏差</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>十 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものを除く。)のもの 2 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものに限る。)、位相変調又は直交振幅変調のもの</td><td>110kHz 192kHz</td></tr><tr><td>十一 846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 空中線電力が20mWを超え200mW以下のもの 2 空中線電力が20mW以下のもの</td><td>(1000×n) kHz (注2) (1000×n) kHz (注3)</td></tr><tr><td>十二 〔略〕</td><td>(200×n) kHz (注4)</td></tr><tr><td>十二の二 〔略〕</td><td>(200×n) kHz (注5)</td></tr><tr><td>十三 〔略〕</td><td>(100×n) kHz (注6)</td></tr><tr><td>十四～二十二 〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差	〔略〕	〔略〕	十 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものを除く。)のもの 2 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものに限る。)、位相変調又は直交振幅変調のもの	110kHz 192kHz	十一 846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 空中線電力が20mWを超え200mW以下のもの 2 空中線電力が20mW以下のもの	(1000×n) kHz (注2) (1000×n) kHz (注3)	十二 〔略〕	(200×n) kHz (注4)	十二の二 〔略〕	(200×n) kHz (注5)	十三 〔略〕	(100×n) kHz (注6)	十四～二十二 〔略〕	〔略〕	<table><tr><th>特定小電力無線局の無線設備</th><th>周波数の許容偏差</th></tr><tr><td>〔同左〕</td><td>〔同左〕</td></tr><tr><td>十 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものを除く。)のもの 2 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものに限る。)、位相変調又は直交振幅変調のもの</td><td>110kHz 192kHz</td></tr><tr><td>十一 〔同左〕</td><td>(200×n) kHz (注2)</td></tr><tr><td>十一の二 〔同左〕</td><td>(200×n) kHz (注3)</td></tr><tr><td>十二 〔同左〕</td><td>(100×n) kHz (注4)</td></tr><tr><td>十三～二十一 〔同左〕</td><td>〔同左〕</td></tr></table>	特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差	〔同左〕	〔同左〕	十 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものを除く。)のもの 2 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものに限る。)、位相変調又は直交振幅変調のもの	110kHz 192kHz	十一 〔同左〕	(200×n) kHz (注2)	十一の二 〔同左〕	(200×n) kHz (注3)	十二 〔同左〕	(100×n) kHz (注4)	十三～二十一 〔同左〕	〔同左〕
特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差																														
〔略〕	〔略〕																														
十 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものを除く。)のもの 2 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものに限る。)、位相変調又は直交振幅変調のもの	110kHz 192kHz																														
十一 846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 空中線電力が20mWを超え200mW以下のもの 2 空中線電力が20mW以下のもの	(1000×n) kHz (注2) (1000×n) kHz (注3)																														
十二 〔略〕	(200×n) kHz (注4)																														
十二の二 〔略〕	(200×n) kHz (注5)																														
十三 〔略〕	(100×n) kHz (注6)																														
十四～二十二 〔略〕	〔略〕																														
特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差																														
〔同左〕	〔同左〕																														
十 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものを除く。)のもの 2 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものに限る。)、位相変調又は直交振幅変調のもの	110kHz 192kHz																														
十一 〔同左〕	(200×n) kHz (注2)																														
十一の二 〔同左〕	(200×n) kHz (注3)																														
十二 〔同左〕	(100×n) kHz (注4)																														
十三～二十一 〔同左〕	〔同左〕																														
〔注1 略〕	〔注1 略〕																														
注2 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が847MHz以上853MHz以下の周波数のうち847MHzに1MHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が1MHzのチャネルをいう。)の数であり、1、2又は4とする。	〔新設〕																														
注3 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が847MHz以上854MHz以下の周波数のうち847MHzに1MHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が1MHzのチャネルをいう。)の数であり、1、2、4又は8とする。	〔新設〕																														
注4 〔略〕	注2 〔同左〕																														
注5 〔略〕	注3 〔同左〕																														
注6 〔略〕	注4 〔同左〕																														
備考 表中の〔 〕の記載及び省略記号の11欄に添えた略記号を添へないこととした略記号は出題である。																															

○総務省告示第二百八十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第五号の二トの規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
「一 略」 二 送信時間制限装置は、次のとおりであること。 「一と四 略」 5 ハ〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線設備の送信時間制限装置は、電波を発射してから一〇〇ミリ秒以内にその発射を停止するものであること。 三 キヤリアセンスは、次のとおりであること。 「一と六 略」 7 ハ〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線設備にあつては、次のとおりであること。 (1) キヤリアセンスによる干渉確認を実行してから送信を行うこと。 (2) キヤリアセンスの受信時間は、二二二マイクロ秒以上であること。 (3) 受信入力電力の値が給電線入力点において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる値を超える場合は、電波の発射を行わないものであること。 ア 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が一の場合 (一) 七五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。イからエまでにおいて同じ。) イ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合 (一) 七二デシベル ウ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合 (一) 六九デシベル エ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合 (一) 六六デシベル (4) 他の無線設備からの要求(送信しようとする無線チャネルについて、キヤリアセンスを行つたものに限る。)に応答する場合であつて、要求の受信を完了した後二〇〇マイクロ秒以内の送信については、キヤリアセンスを要しないものであること。 「四と七 略」	「一 同上」 二 「同上」 「一と四 同上」 「新設」 三 「同上」 「一と六 同上」 「新設」 「四と七 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百八十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の三十七第七号の規定に基づき、八〇〇 MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の送信時間制限装置、混信防止機能及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。

令和八年七月三十日

総務大臣 林 芳正

- 一 八〇〇 MHz 帯広帯域小電力無線システム（無線設備規則第十四条第一項の表第七の項(九)に規定する八〇〇 MHz 帯広帯域小電力無線システムをいう。以下同じ。）の携帯局の無線設備の送信時間制限装置は、電波を発射してから送信時間一〇〇ミリ秒以内にその電波の発射を停止するものであること。
- 二 八〇〇 MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の混信防止機能は、次に掲げる機能を有するものであること。
 - 1 電気通信回線設備に接続する場合にあつては、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二第三号に掲げる機能
 - 2 電気通信回線設備に接続しない場合にあつては、電波法施行規則第六条の二第三号又は第四号に掲げる機能
- 三 八〇〇 MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備のキャリアセンスは、次に掲げる技術

的条件に適合するものであること。

- 1 キャリアセンスによる干渉確認を実行してから送信を行うこと。
- 2 キャリアセンスの受信時間は、二二二マイクロ秒以上であること。
- 3 給電線入力点における受信入力電力の値が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる値を超える場合は、電波の発射を行わないものであること。
 - (1) 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が一の場合 (一) 七五デシベル
(一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。)
 - (2) 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合 (一) 七一デシベル
 - (3) 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合 (一) 六九デシベル
 - (4) 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合 (一) 六六デシベル
- 4 他の無線設備からの要求（送信しようとする無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）に応答する場合であつて、要求の受信を完了した後二〇〇マイクロ秒以内の送信については、キャリアセンスを要しないものであること。

○総務省告示第二百八十四号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	
一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
「一・十二 略」	「略」
十三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線局の無線設備	四八ビット以上
十四 電波法第四条第四号に規定する無線局であつて、無線設備規則第十四条第一項の表第七の項内に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備のうち、同規則第四十九の三十七に規定する条件に適合するもの（以下「八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備」という。）	四八ビット以上
二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。	
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
「一・二 略」	「略」
三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	「(1) 略」 「(2) テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる受信機入力電圧の値以下の場合に判定を行う。」 ア 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル（無線設備規則第四十九条の十四第五号の二三に規定する単位チャネ

改 正 前	
一 「同上」	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
「一・十二 同上」	「同上」
十三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線局の無線設備	四八ビット以上
二 「同上」	
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
「一・二 同上」	「同上」
三 「同上」	「(1) 同上」 「新設」

	ルをいう。イからエまで及び十 一の項において同じ。）の数が 一の場合 (一) 七五デシベル (一ミリワットを〇デシベルと する。イからエまでにおいて同 じ。) イ 一の無線チャネルとして同時 に使用する単位チャネルの数が 一の場合 (一) 七二デシベル ウ 一の無線チャネルとして同時 に使用する単位チャネルの数が 四の場合 (一) 六九デシベル エ 一の無線チャネルとして同時 に使用する単位チャネルの数が 八の場合 (一) 六六デシベル ④③ 「略」 「略」
「四」十 略	「略」
十一 七〇〇MHz 帯高度道路交通システムの陸 上移動局の無線設備	受信機入力電力が(一) 五三デシベ ル(一ミリワットを〇デシベルとする 。)未満の場合に判定を行う。
十二 八〇〇MHz 帯広帯域小電力無線システム の携帯局の無線設備	次に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に掲げる受信機入力電圧の値以 下の場合に判定を行う。 ア 一の無線チャネルとして同時 に使用する単位チャネルの数が 一の場合 (一) 七五デシベル (一ミリワットを〇デシベルと する。イからエまでにおいて同 じ。) イ 一の無線チャネルとして同時 に使用する単位チャネルの数が 二の場合 (一) 七二デシベル ウ 一の無線チャネルとして同時 に使用する単位チャネルの数が 四の場合 (一) 六九デシベル エ 一の無線チャネルとして同時

	③② 「同上」 「同上」
「四」十 同上	「同上」
十一 七〇〇MHz 帯高度道路交通システムの陸 上移動局の無線設備	受信機入力電力が(一) 五三デシベ ル(一ミリワットを〇デシベルとする 。)未満の場合に判定を行う。

		に使用する単位チャネルの数が 八の場合 (二) 六六デシベル
〔二〕略		
四	一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。	
1	小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。） <u>、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備、テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下又は九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）</u> 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備又は第一項の表中三の二の項に規定する無線設備であつて、次の条件を満たすもの	
	〔一〕・〔二〕略	
〔2〕略		
3	次に掲げる無線設備の装置	
	〔一〕～四 略	
	〔五〕スケルチ調整器、周波数切替装置、送受信の切替器及びデータ信号用附属装置その他これに準ずるもの（テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備の装置又は八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の装置に限る。）	
	〔六〕・〔七〕略	
〔4〕略		
五	端末設備等規則第二十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。	
	〔1〕～13 略	
14	八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備を使用する自営電気通信設備	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

		に使用する単位チャネルの数が 八の場合 (二) 六六デシベル
〔三〕同上		
四	〔同上〕	
1	小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。） <u>、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備、テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）</u> 又は第一項の表中三の二の項に規定する無線設備であつて、次の条件を満たすもの	
	〔一〕・〔二〕同上	
〔2〕同上		
3	〔同上〕	
	〔一〕～四 同上	
	〔五〕スケルチ調整器、周波数切替装置、送受信の切替器及びデータ信号用附属装置その他これに準ずるもの（テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備の装置に限る。）	
	〔六〕・〔七〕同上	
〔4〕同上		
五	〔同上〕	
	〔1〕～13 同上	
	〔新設〕	

○総務省告示第二百八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年七月三十日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

変 更 後				変 更 前			
第 2 周波数割当表 〔 1 ～ 7 略〕				第 2 周波数割当表 〔 1 ～ 7 同左〕			
周波数割当表 〔第 1 表 略〕 第 2 表 27.5MHz - 10000MHz				周波数割当表 〔第 1 表 同左〕 第 2 表 〔同左〕			
〔略〕	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	〔同左〕	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
〔略〕	〔略〕			〔同左〕			
	226-235	移動	公共業務用 一般業務用	226-235 J21 J79 J80 〔同左〕			
	〔略〕			〔同左〕			
	810-845 J77	移動 J106	電気通信業務用	810-850 J77 〔同左〕			
	845-860 J77	移動 J106	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 小電力業務用	850-860 J77 移動 J106 一般業務用 デジタルMCA陸上移動通信用とし、930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。 使用は令和11年5月31日までに限る。			
〔略〕				〔同左〕			
第 3 表 10GHz - 3000GHz				第 3 表 〔同左〕			
〔略〕	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	〔同左〕	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
〔略〕	〔略〕			〔同左〕			
	14.47-14.5 J39 J243	〔略〕		14.47-14.5 J243 〔同左〕			
	〔略〕			〔同左〕			

〔国内周波数分配の脚注 略〕
 〔別表１－１～別表８－９ 略〕
 別表９－１ テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

〔略〕		
400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下の無線設備	426. 028125MHz 以上 426. 134375MHz 以下の周波数であつて、426. 028125MHz 及び 426. 028125MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの
		429. 178125MHz 以上 429. 734375MHz 以下の周波数であつて、429. 178125MHz 及び 429. 178125MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの
		429. 815625MHz 以上 429. 921875MHz 以下の周波数であつて、429. 815625MHz 及び 429. 815625MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19. 9MHz を加えたもの。この場合において、429. 921875MHz 及び 449. 821875MHz は周波数制御用チャネルとする。
		449. 840625MHz 以上 449. 884375MHz 以下の周波数であつて、449. 840625MHz 及び 449. 840625MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19. 6MHz を加えたもの。この場合において、449. 884375MHz 及び 469. 484375MHz は周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8. 5kHz 以下の無線設備	426. 025MHz 以上 426. 1375MHz 以下の周波数であつて、426. 025MHz 及び 426. 025MHz に 12. 5kHz の自然数倍を加えたもの
		429. 175MHz 以上 429. 7375MHz 以下の周波数であつて、429. 175MHz 及び 429. 175MHz に 12. 5kHz の自然数倍を加えたもの
		429. 8125MHz 以上 429. 925MHz 以下の周波数であつて、429. 8125MHz 及び 429. 8125MHz に 12. 5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19. 9MHz を加えたもの。この場合に

〔国内周波数分配の脚注 同左〕
 〔別表１－１～別表８－９ 同左〕
 別表９－１ 〔同左〕

〔同左〕		
400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下の無線設備	426. 028125MHz 以上 426. 134375MHz 以下の周波数であつて、426. 028125MHz 及び 426. 028125MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの
		429. 178125MHz 以上 429. 734375MHz 以下の周波数であつて、429. 178125MHz 及び 429. 178125MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの
		429. 815625MHz 以上 429. 921875MHz 以下の周波数であつて、429. 815625MHz 及び 429. 815625MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19. 9MHz を加えたもの。この場合において、429. 921875MHz 及び 449. 821875MHz は周波数制御用チャネルとする。
		449. 840625MHz 以上 449. 884375MHz 以下の周波数であつて、449. 840625MHz 及び 449. 840625MHz に 6. 25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19. 6MHz を加えたもの。この場合において、449. 884375MHz 及び 469. 484375MHz は周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8. 5kHz 以下の無線設備	426. 025MHz 以上 426. 1375MHz 以下の周波数であつて、426. 025MHz 及び 426. 025MHz に 12. 5kHz の自然数倍を加えたもの
		429. 175MHz 以上 429. 7375MHz 以下の周波数であつて、429. 175MHz 及び 429. 175MHz に 12. 5kHz の自然数倍を加えたもの
		429. 8125MHz 以上 429. 925MHz 以下の周波数であつて、429. 8125MHz 及び 429. 8125MHz に 12. 5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19. 9MHz を加えたもの。この場合に

		において、429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御用チャネルとする。			において、429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御用チャネルとする。
		449.8375MHz 以上 449.8875MHz 以下の周波数であって、449.8375MHz 及び 449.8375MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.6MHz を加えたもの。この場合において、449.8875MHz 及び 469.4875MHz は周波数制御用チャネルとする。			449.8375MHz 以上 449.8875MHz 以下の周波数であって、449.8375MHz 及び 449.8375MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.6MHz を加えたもの。この場合において、449.8875MHz 及び 469.4875MHz は周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz		占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
800MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備		847MHz 以上 854MHz 以下の周波数であって、847MHz 及び 847MHz に 1MHz の自然数倍を加えたもの			
〔略〕			〔同左〕		
〔注 略〕			〔注 同左〕		
〔別表 9－2～別表 11－3 略〕			〔別表 9－2～別表 11－3 同左〕		
〔国際周波数分配の脚注 略〕			〔国際周波数分配の脚注 同左〕		
備考 表中 [] の記載は別記による。					